

2022年9月2日

愛知県教育委員会教育長 殿

来校者の個人情報管理の改善を求める請願

住 所 [REDACTED]
氏 名 加藤豊裕

1 請願の趣旨

愛知県が定めた「学校等における児童等の安全の確保のための指針」（平成16年7月1日策定、平成25年6月1日改正）では、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（不審者）の侵入を防止し、児童等に対する危害を未然に防ぐための対策の一つとして、「来校者に対して名簿への記入及び来校証の使用を要請する」ことが例示されている。同指針の補足的な文書である「防犯対策資料」では、この項目に対して、「外部からの来訪者に対しては、住所・氏名・来訪目的等を記帳してもらった上で名札等を着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札等の的確な管理にも留意することが望ましい。」「また、学校には、児童生徒・教職員を始め、保護者や地域住民、教育委員会関係者、給食搬入業者等、様々な来訪者が常時出入りしており、何時、だれが、何の目的で出入りしているのかを把握し、目的に応じた適切な出入管理を行うことが重要である。」という説明が付されている。

私が住む愛知県内の自治体の小中学校でも、来校者は、玄関に置かれた名簿（以下「来校者名簿」という。）に氏名・所属・来訪目的等を記入することになっている。児童等の安全の確保のためにはいい方法だと思うが、「防犯対策資料」にあるように、様々な来訪者が常時出入りする場所に置かれた名簿に、個人の特定につながる情報を記入することには抵抗を覚える。

仮に公文書の開示制度を利用し、来校者名簿を開示請求した場合、氏名等、個人の特定につながる情報を除外した上で開示されることになるはずである。こうした文書を、様々な来訪者が常時出入りする場所に置くことは不適切ではないだろうか。個人情報保護法や県の個人情報保護条例に違反するおそれもある。

児童等の安全を確保しつつ、来校者の個人情報も保護するためには、名簿ではなく受付票に記入し、職員に提出する方式に変更すべきである。教育委員会においては、そのような方式を採用するよう県立学校や市町村教育委員会に通知するとともに、指針の改定を行うよう県当局に働きかけるべきである。

2 請願項目

- (1) 来校者の個人情報保護のため、来校者名簿に記入させる方式から、受付票に記入する方式する方式に改めるよう、県立学校や市町村教育委員会に通知すること。
- (2) 「学校等における児童等の安全の確保のための指針」および「防犯対策資料」の改定を県当局に働きかけること。

